

安全衛生指導業務
《事務・事業説明資料》

安全衛生指導業務概要

《基礎データ》

《組織図》

	常勤職員(非常勤職員)		予算額(億円)(うち人件費) ※人件費には、職員及び非常勤を含む	
	22年度	21年度	22年度	21年度
本省	62人 (0人)	63人 (0人)	18.4億円 (6.8億円)	20.6億円 (6.9億円)
労働局	414人 (45人)	414人 (46人)	77.1億円 (38.4億円)	77.2億円 (38.8億円)
監督署	786人 (42人)	798人 (21人)	74.9億円 (71.7億円)	76.4億円 (73.0億円)

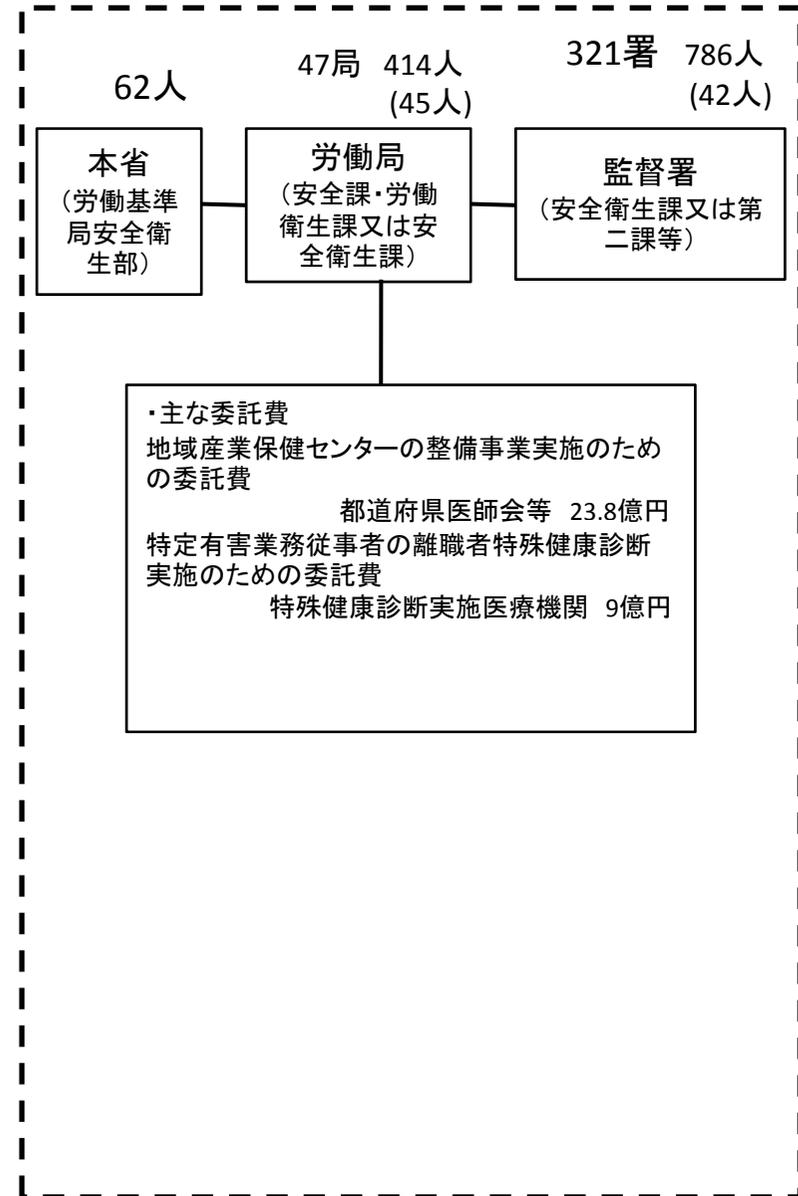
注)他の業務を兼務している職員については、業務割合に応じ按分して計上。

注)非常勤職員は常勤換算した人員で記載。

《主な事務・事業》

事務・事業	人員	予算
安全衛生指導業務	1,349人	128.3億円 (うち人件費 116.9億円)
委託事業	—	42.1億円
システム関連	—	39億円

注)システムは、「労働基準監督業務」と共通。



労働者の安全と健康をめぐる動向

安全衛生指導業務は、**労働者の命と健康を守るため**、監督業務との密接な連携の下に、事業者が労働安全衛生法の規定に基づき、労働災害を防止するための具体的措置を実施できるよう専門技術的見地から行政を展開。

【労働局、労働基準監督署における安全衛生指導の例】

種別	事案の概要	発生時期	対応
建設機械の転倒災害(東京都)	ビル建設工事現場において、基礎杭の施工に使用する建設機械が転倒し、6名が死傷(うち死亡1名。)	平成21年4月	・災害調査を実施。(監督署) ・都内の業界団体に対し同種災害の再発防止を指導。(労働局) ・全国規模の業界団体に対し同種災害の再発防止を指導。(本省)
CO中毒(福岡県)	ハンバーガーチェーン店の調理場において一酸化炭素が発生し、5名が中毒。	平成21年9月	・災害調査を実施。(監督署) ・県内の外食産業の業界団体に対し同種災害の再発防止を指導。(労働局) ・全国規模の業界団体に対し同種災害の再発防止を指導。(本省)
爆発災害(大阪府)	化学工場でフッ化ホウ素が入ったタンクが爆発し、4名が死亡。	平成21年12月	・災害調査を実施。(監督署) ・関西の業界団体に対し同種災害の再発防止を指導。(労働局)
薬傷(塩酸)(千葉県)	塩酸蒸留設備から塩酸が吹き出し、2名が死亡、6名が負傷。	平成22年6月	・災害調査を実施中(災害原因を特定し、類似施設を有する事業場を含め、再発防止策について指導予定。)(監督署)

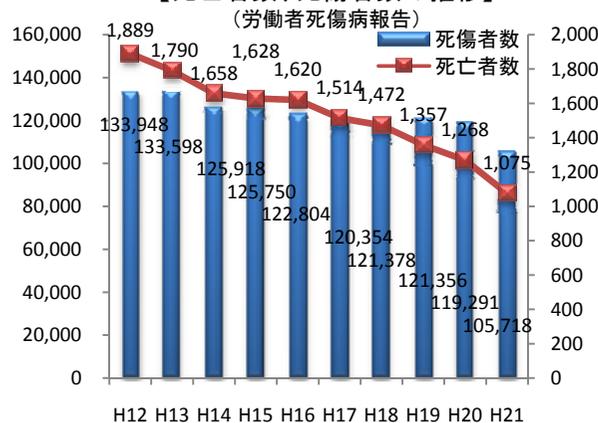
【安全衛生指導業務の基本的方向性】

機械、建設工事等における労働災害防止対策が中心

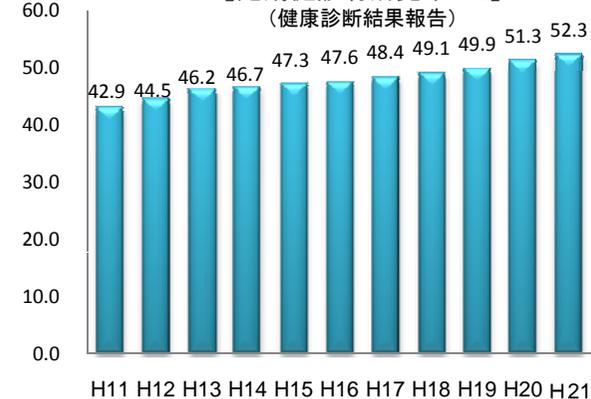
大幅な減少に大きな成果。
一方で、新たな課題への対応も必要。

メンタルヘルス対策、アスベスト対策、受動喫煙対策等の労働者の健康管理対策を今後は重点的に展開
(労働災害防止対策等についてはより効率的に実施)

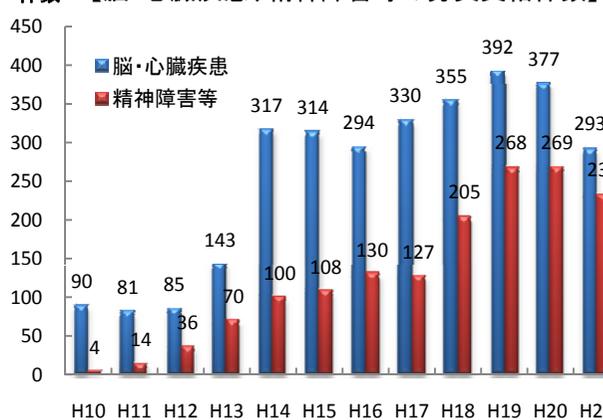
【死亡者数、死傷者数の推移】



【定期健診有所見率：%】



【脳・心臓疾患、精神障害等の労災支給件数】



安全衛生指導業務の全体像

民間機関の活用による業務の効率化

免許関係業務(指定試験機関)

- 危険・有害な業務に係る免許試験の実施等
- ※ 衛生管理者、発破技士、潜水士等**18種類**の免許試験を実施。
- ※ 免許試験の受験者数 **186,046人(平成21年度)**

安全衛生教育(登録教習機関)

- 危険・有害な業務に係る技能講習、実技教習の実施
- ※ 石綿作業、酸欠作業、フォークリフトの運転、玉掛け(クレーンへの荷掛)等**37種類**の技能講習
- ※ 登録教習機関数 **2,318機関(平成20年度)**

検査・検定業務(登録検査・検定機関)

- 危険な機械等の検査、検定の実施
- ※ ボイラー、圧力容器等の性能検査(定期検査)、防じんマスク等の型式検定
- ※ 登録検査機関によるボイラー、圧力容器の検査件数 **138,382件(平成20年度)**

その他専門機関との連携

- 小規模事業場における産業保健活動の支援(地域産業保健センター事業:都道府県医師会に委託)
- 事業場におけるメンタルヘルス対策への支援(メンタルヘルス対策支援センター事業:(独)労働者健康福祉機構に委託)
- 離職した労働者の健康管理(健康管理手帳による健康診断の実施:地域の医療機関に委託)

行政機関の業務

安全衛生指導担当部署

本省
(企画部門)

労働局
(企画部門兼施行機関)

監督署
(施行機関)

監督情報

法違反

労災情報

災害情報

監督部署

労災補償部署

事業者による自主的な取組への支援

労働災害防止団体

- 労働安全衛生法関係法令に定める最低基準を上回る安全衛生措置を普及させるための活動

・業種別の労働災害防止規程(会員事業場が守るべき安全衛生基準)の制定

- ・安全衛生教育(法令上の義務付けのないもの。)
- ・安全衛生情報の提供
- ・安全衛生を向上するための技術的な指導、援助

指定

登録

登録

委託費

補助金、委託費

組織と役割

実態把握

対応

本
（企画部門）
省

- 労働局、監督署が把握した情報の分析
- 国内外の安全衛生に関する最新の知見
- 各種検討会の開催 **(41回:H21年度)**
- 労使団体との意見交換等 **(82回:H21年度)**

（政策の企画立案）

- ナノマテリアル対策（通達:H20年度）
- 建設業の足場からの墜落防止対策（省令改正:H21年度）
- 定期健診の有所見率改善対策（通達:H21年度）等
（関係法令の改正 **(7件:H21年度)**）

（労働災害防止計画（5カ年計画）の策定）

- （11次計画（H20～24年）の目標）
- ①死亡災害20%削減、②死傷災害15%削減、③定期健診の有所見率改善、④メンタルヘルスクエア取組事業場を50%以上

（緊急に対応すべき課題の指示）

- （大規模災害発生時、石綿、新型インフルエンザ対策等）

労
（企画部門兼施行機関）
働
局

（企画業務:地域の産業構造等を踏まえたもの）

- 各監督署が実態把握した情報の整理、分析
- 災害調査復命書の分析
- 地域の労使団体との意見交換等

地域の産業構造等を踏まえつつ全国斉一的な実施事項について監督署に指示

- ・都道府県毎の労働災害防止5カ年計画、分野別中期計画、安全衛生業務計画（年度ごと）の策定

（施行业務:専門性が高いもの、労働局に纏めた方が効率的なもの）

- ボイラー、圧力容器等の製造許可……………製造時検査の実施 **(8,737件:H21年)**
- じん肺管理区分の決定 **(6,921人:H21年)**……………じん肺発生事業場の分析→ 指導計画の策定
- 健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施 **(56,765人:H21年)**……………健康診断機関の指導
- 技能講習等の登録機関の登録 **(641機関:H21年度)**……………監査指導

※ 監督署に対する応援（重大災害発生時、複雑困難な計画届審査、検査等）

【対応】 （監督業務）

- 役割分担をしながら監督指導計画、安全衛生業務計画を策定（労働局）

法違反があるもの

- 法令違反の是正が必要なものは監督指導、書類送検（監督署）

情報提供

- 臨検監督時に把握した情報の提供（監督署）

監
（施行機関）
督
署

- 機械設備の設置、建設工事、石綿解体工事等を開始……………計画届の改善指導（プレス機械の安全囲の設計変更、足場の構造変更等）、**（改善指導10,839件、実地調査10,804件、検査9,654件:H21年度）**
- 労働者死傷病報告 **(114,152件:H21年)**……………災害調査 **(2,754件:H21年度)**、安全衛生に問題のある事業場に対する集中的な指導 **(563件:H21年度)**
- 特殊健康診断結果報告の定期報告 **(86,879事業場:H21年)**……………集団指導 **(6,226件:H21年度)**、個別指導 **(21,313件:H21年度)**
- 労働基準監督官が臨検監督時に把握した情報
- 労災給付情報 ○ 企業が自ら行う自主点検結果の報告 等

※ 労働者死傷病報告、定期報告は労働基準行政システムで管理、蓄積、分析、評価（本省、労働局と共有）

事 業 場

労働災害防止の重点対策

1 機械設備や建設工事による労働災害防止対策

実態把握

対応

改善内容

○ 機械設備対策(事例:リスクアセスメント)

大規模事業場による自主点検実施
 (点検結果を分析)
 リスクアセスメント導入事業場では3割以上災害発生率が低いことが判明

・リスクアセスメントの実施を努力義務化。
 ・PDCAサイクルで進行管理を行い、未導入事業場を継続的にフォローアップ。

○リスクアセスメントの普及率
 20.4(H17)→38.1%(H21)
 ○労働災害発生率(千人率)の改善
 実施3.26に対し未実施6.71

○ 建設工事対策(事例:安全な足場の普及)

足場からの墜落・転落災害の多発
 (災害調査を分析)
 手すり下部からの墜落・転落が多いことが判明

・足場からの墜落防止措置(下さん、幅木の設置)を義務化。
 ・建設現場での指導時に加え、足場設置の計画届の受理時にも確認。

○ 義務化半年後の建設現場における実施率 92%
 ○ 建設業の墜落・転落災害(死亡) 172人(H20)→147人(H21)

2 石綿による健康障害防止対策

- 石綿については、平成18年9月から製造、輸入、譲渡、提供、使用を全面禁止
- 石綿を使用した建物の解体工事(ピークは平成40年頃)について、労働者のばく露防止対策を法令により義務付け
- 石綿取扱経験のある労働者が退職したあとの健康管理も益々重要(石綿健康管理手帳 21,080人交付済(平成21年))

石綿を使用した建築物の解体工事計画の届出
 (9,373件:H21年)

工事計画の届出による事前審査
 (9,373件:平成21年)

(主な確認事項)
 作業方法、石綿粉じんの抑制方法、保護具の選定 等

解体現場での実地指導
 (3,058件:平成21年)

※ 書面審査に加え実地に確認する必要がある場合に実施。

実地指導による改善(平成21年)

事前調査の是正	111件
作業方法の改善	39件
保護具の使用・管理	62件
湿潤化の実施	23件
作業場所の隔離	61件
労働者教育の実施等	85件
立入禁止措置	65件

新たな課題への対応(メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策)

【背景】

- 自殺者は12年連続で3万人超 → うち約9千人が労働者
さらに「勤務問題」が理由となっている自殺者は約2,500人
- 職場において強いストレスを感じる労働者は約6割
→ メンタルヘルス対策に取り組む事業場は未だ約3割
- 「過労死」の労災認定件数は年間300件程度で推移(H15年度:314件 → H21年度:293件)
- 定期健康診断の結果、血圧、血中脂質など「過労死」に関係する項目の有所見率が年々増加
(血圧: H5年 8.4% → H21年 14.2% 血中脂質: H5年 17.2% → H21年 32.6%)

【業務の内容】

(メンタルヘルス対策)

労働者の心の健康保持増進のための指針などを制定。また、衛生委員会での調査審議、心の健康づくり計画の策定、メンタルヘルス推進担当者の選任、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備等の事項について事業者を指導。

(過重労働対策)

定期健康診断において、血中脂質、血圧の測定等の検査項目が有所見である場合には過労死の発症リスクが高いことから、これら検査項目の有所見率を改善するための取組を平成22年度から充実。

定期健康診断において有所見とされた労働者に対する医師の意見聴取、作業転換や労働時間短縮等の事後措置の実施、保健指導の実施、健康教育の実施等について計画的に取り組むよう事業者を指導。

実態把握

対応

改善内容

・精神障害による労災認定事業場
(H21年度234件)
・過労死に関する労災請求が行われた事業場
(H21年度767件)
・労働相談等各種情報、自主点検結果等により問題のある事業場を把握

・メンタルヘルス対策、過労死の防止対策について事業場に対する指導を実施
(個別指導4,485事業場、平成21年度上半期)

○メンタルヘルス対策に取り組む事業場
23.5%(H14)→33.6%(H19)
○メンタルヘルス対策の実態把握のため緊急調査を実施